



TITLE:

# <論文>市民の法教育における模擬 裁判の位置づけと意義

AUTHOR(S):

種村, 文孝

---

CITATION:

種村, 文孝. <論文>市民の法教育における模擬裁判の位置づけと意義. 京都大学生涯教育フィールド研究 2017, 5: 51-60

ISSUE DATE:

2017-03-06

URL:

<http://hdl.handle.net/2433/218771>

RIGHT:

【論文】

## 市民の法教育における模擬裁判の位置づけと意義

種村 文孝

Significance of Mock Trial in Citizen's Law Education

TANEMURA, Fumitaka

### 1 はじめに

本論は、裁判員制度の導入を背景に、法曹が市民に期待している法的リテラシーがいかなるものかについて、法教育研究会の報告書を手掛かりに検討するとともに、市民への法教育の新たな方法論として注目される模擬裁判の教育的意義と課題を明確にするものである。

日本では 1990 年以降に司法改革が進められ、市民のための司法が目指されてきた。そして、2004 年に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立し、2009 年に裁判員制度が開始された。裁判員制度は、市民が重大な犯罪とされる刑事裁判に参加し、裁判官とともに有罪か無罪かの判断を行い、有罪の場合には量刑も判断するというものである。この裁判員制度導入により、日本で明治時代に近代司法制度ができてから 140 年、戦前の陪審制度の停止から約 60 年の年月を経て、初めて本格的な市民の司法参加が実現することになった<sup>1)</sup>。

2001 年に出された司法制度改革審議会意見書では、司法制度改革の 3 つの基本方針が掲げられている。①「国民の期待に応える司法制度の構築」、②「司法制度を支える体制の充実強化(司法制度を支える法曹のあり方の改革)」、③「司法制度の国民的基盤の確立(国民の司法制度への参加の拡充)」である。そして、「一般の国民が、裁判の過程に参加し、裁判内容に国民の健全な社会常識がより反映されるようになることによって、国民の司法に対する理解・支持が深まり、司法はより強固な国民的基盤を得ることができるようになる」ということが目指されてきた。「21 世紀の我が国社会において、国民は、これまでの統治客体意識に伴う国家への過度の依存体質から脱却し、自らのうちに公共意識を醸成し、公共的事柄に対する能動的姿勢を強めていくことが求められている」とし、市民が司法の基盤を強化し、公共意識を育むことが求められている。裁判員制度導入の背景には、市民が司法の基盤を強化するねらいがある。

しかし、市民のための司法をめざした裁判員制度は、市民からの期待と要望によって導入されたとは言いがたい。2008 年に行われた「裁判員制度に関する意識調査結果」では、「参加したい」「参加してもよい」と答えた者の割合は計 15.5%であり、「あまり参加したくないが義務なら参加せざるを得ない」が 44.8%、「義務であっても参加したくない」が 37.6%

と多くの市民が裁判員裁判に参加したくないと考えていたことがわかる。また、「判決で被告人の運命が決まるため責任を重く感じる」、「素人に裁判が行えるのか不安である」、「裁判官と対等な立場で意見を発表できる自信がない」などの不安が挙げられている<sup>2</sup>。裁判員制度は司法界内部の改革が進められる中で検討されてきたものであり、市民の十分な理解を得られてはいなかった。

裁判員制度の導入前に市民の法教育の検討や制度の告知は行われてきた。2003年には、法務省が、学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるために、これらに関する教育について調査・研究・検討を行う法教育研究会を発足させた。司法制度改革審議会意見書において「学校教育等における司法に関する学習機会を充実させることが望まれる」とされたのをふまえてのことである。そして、約1年間にわたる全16回の会議をふまえて法教育研究会「報告書」をまとめ、市民の法教育に取り組んできた。また、裁判所を中心として裁判員制度施行前に合計500回以上の模擬裁判も行われてきた。

そこで、法教育研究会が目指した市民の法的リテラシーの育成について、どのようなことが目指され、何が行われてきたのかを「報告書」の内容を中心に検討する。特に、市民を対象に行われている模擬裁判を取り上げ、法教育における効果を考察し、現在行われている市民向けの法教育における課題と可能性を検討する。

これまで模擬裁判の法教育効果については、学校教育において①社会規範の認識、②論理的思考力の醸成、③自己表現力の向上、④意思決定力と責任感の育成につながるものが指摘される<sup>3</sup>など、社会科の授業としての取り組みを通じて一定の蓄積がある。一方、学校教育以外の場で市民が模擬裁判に参加して何を学ぶかについて言及しているものはわずかしかない。藤田政博は、市民が模擬裁判に参加して評議を行うことにより、参加前よりも評議において発言できると認識するようになることを指摘している<sup>4</sup>、模擬裁判の経験からの学びを多面的にとらえているとはいえない。そこで、本稿においては、裁判員制度導入にあたって目指された法教育について整理するとともに、模擬裁判が実際にどのように行われ、市民にいかなる影響を与えるものかを検討する。

## 2 現代社会に求められる法教育

司法改革の中で、市民に対していかなる法教育が求められてきたのかについて、法教育研究会による「報告書」をもとに検討する。法教育研究会は、アメリカの法教育を参考にしている。

「法教育」とは、広く解釈すれば、法や司法に関する教育全般を指す言葉である。しかし、より具体的には、アメリカの法教育法（Law-Related Education Act of 1978,P.L.95-561）にいう Law-Related Education に由来する用語であって、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育を特に意味するものである。これは、法曹養成のための法学教育などとは異なり、法律専門家ではない一般の人々が対象であること、法律の条文や制度を覚える知識型の教育ではなく、法やルールの背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考える思考型の教育であること、社

会に参加することの重要性を意識付ける社会参加型の教育であることに大きな特色がある<sup>5</sup>。

以上のように、法律の条文や制度を覚えるのではなく、法やルールの背景にある価値観や法的なものの考え方を身につけることが求められる。裁判員制度においても市民に求められているのは、法律専門職と同様の専門的な法知識を身につけるのではなく、市民の一般常識を司法に反映させることである。

「報告書」の中では、海外の事例として、アメリカでは「民主主義の理念」「紛争解決」なども含めて法教育が行われ、裁判所との連携がなされていることも紹介されている。ティーン・コートとして、高校生が裁判官、陪審員、裁判所職員の役割を果たし、万引き、交通違反などの実際の事件を対象に調停手続を行う活動が一例である。また、各郡の教育委員会との協力で高校生による模擬裁判のトーナメントも実施されている。スウェーデンの法教育の事例としては、小学校段階から民主主義や子どもの権利について教えたり、実際の裁判の傍聴、模擬裁判の実施などがされていることが取り上げられている。このように民主主義や市民社会に関する理解が法教育で目指されていることであり、講義による教育ではなく、活動への参加や経験を通して考え方を学ぶことが期待されている。

日本の従来の法教育について、社会科や公民科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等の学校教育において、法やきまりの意義、司法の仕組みなどについて理解させてきたことを「報告書」では指摘している。裁判所は、司法教育として裁判官による出前授業、裁判所見学や模擬調停の実施などを行い、日本弁護士連合会は、弁護士による市民を対象とした講義や模擬裁判を行ってきた。しかし、「司法を身近に感じさせる観点からの取組みは行われているが、司法制度の趣旨などを理解させるための取組みが十分ではないのではないか」、「法律実務家と教員との連携が十分ではないのではないか」という課題が指摘されている。裁判官や弁護士によって、法や裁判所に触れる機会を提供しているものの、法や制度について自ら考えさせる教育機会としては課題が残るといえる。

そして、法教育を通して、「個人の尊厳や法の支配などの憲法及び法の基本原理を十分に理解させ、自律的かつ責任ある主体として、自由で公正な社会の運営に参加するために必要な資質や能力を養い、また、法が日常生活において身近なものであることを理解させ、日常生活においても十分な法意識を持って行動し、法を主体的に利用できる力を養うことが目指されるべきである」としている。その上で、学校教育を中心に法教育が検討され、授業案も考えられている<sup>6</sup>。市民に求められている法的リテラシーは、個人の尊厳の理解、法の基本原理の理解、社会参加など多岐にわたり、民主主義社会を支える主体となることが司法界から要求されているといえる。

以上のように、自由で公正な社会の運営に参加するために必要な資質や能力を養うことが求められているものの、法教育研究会による「報告書」では、社会教育や生涯学習の観点からの指摘は弱い。選挙権も有し、裁判員に選ばれる市民にとって、法的リテラシーの育成は求められているといえるが、「報告書」では学校教育における法教育と家庭、地域社会、職場との連携において社会教育の観点がわずかながら見られるのみである。社会生活を行う上での必要最小限の教養を身に付けることは、「学校教育の一環としてなされるべきことはもちろん、人が一生の大半を過ごす家庭や地域社会、職場においても行われること

が望ましい」とされ、「既に学校の教育課程を修了した人々が法教育に触れる機会は、地域社会、家庭、職場に求められることになろう」と指摘している。学校の教育課程を終えた市民に対しては、気軽にアクセスできる法律 Q&A といったホームページの開設が有効であるという指摘や、消費者問題や悪質商法の被害に遭わないための知恵や生活を守る法の周知が効果的であるといった指摘がなされている程度であり、法知識の提供の域を抜けていない。また、「国民が、自らが法を作る主体、地域社会を支える主体であるとの意識を高めるためには、様々な方策があると考えますが、まずは街づくりなどの身近な問題に参画していくことも重要であり、住民が身近な問題に、より容易に参画できるような仕組みづくりなどについて地方自治体の協力も期待したい」と述べている。市民の司法参加について、法やルールの背景にある価値観や法的な考え方を伸ばすという観点からすると十分とはいえないであろう。市民が裁判員制度を担うにあたっての具体的な法教育については指摘されていないことも課題である。そのため、多くの市民は、人を裁くことに対する漠然とした不安を解消しきれておらず、裁判員制度の理解を促すことにもつながっていないと考えられる。

同報告書の特徴として、法教育を普及させるための課題として、法律実務家との連携や法律実務家が果たす役割にも焦点をあてている。裁判所は「将来の裁判員候補者である児童生徒に対する法教育を一層充実させていくことが極めて重要である」とされ、裁判官を講師とする授業や法廷傍聴への協力を求めている。法務省にも検察官による出前授業を求め、日本弁護士連合会にも出前授業や模擬裁判の指導を求めている。このように法律専門職との連携によって法教育を推進していくことが目指され、教材の開発も進められてきた。法律実務家との連携によって学校教育で活用できる教材例を作成していることは評価できる。法やルールについて考えられる参加型の教育をいかに行うことができるかを模索し、模擬裁判のシナリオ例なども用意され、活用しやすくなっている。ただし、学校教育課程に焦点が当てられ、市民の法的リテラシーの育成に関する教育案がないことは課題である。

裁判員裁判を担う市民に求められているのは、法やルールの背景にある価値観を知り、民主主義社会を支える主体として社会に参加する態度である。単に法律の条文の知識を得ることではなく、裁判員として選ばれた際に、自分の意見を述べて他の人と討議を行うことである。司法を裁判官などの法律実務家にだけ任せるのではなく、裁判員として司法に関わっていく力が求められる。「報告書」内では、「自律的かつ責任ある主体として、自由で公正な社会の運営に参加するために必要な資質や能力を養う」ことが目指されているが、学校教育課程を終えた市民に対していかにそのような力を伸ばすかについての検討はほとんどされていないことが課題である。法律専門職の協力を得ながら行う法教育においても、専門家による講義だけではなく、社会参加型の教育が求められている。その際には、「報告書」内で、海外の事例として紹介されている模擬裁判などの参加型の学びについて、市民を対象として位置づけていくことも必要であると考えられる。そこで次章では、市民を対象として開催されている模擬裁判の取組みに注目しながら、市民が模擬裁判の経験から何を学んでいるに焦点をあてて検討する。

### 3 市民にとっての模擬裁判

法教育研究会による「報告書」においても、学校や裁判所で模擬裁判を行う等、法教育を行うことが指摘されているが、市民に対する法的リテラシーの育成という観点はほとんど触れられていないという課題があった。これまで市民に対して裁判員制度に関する広報や法教育としては、最高裁判所を中心に、①プロモーション映画やビデオ上映、②広報誌やリーフレットの発行、③裁判員制度の専用ホームページの開設、④新聞・雑誌等による広告、テレビのスポット広告、⑤タウンミーティング、フォーラムの開催、⑥世論調査の実施、⑦各地裁による「刑事裁判傍聴会」「裁判員制度説明会」、⑧裁判官等による出張講演会が行われてきた<sup>7</sup>。そして裁判員制度開始前に、全国で 500 回以上の模擬裁判も行われ、裁判員制度開始後も様々な取組みが行われている。しかし裁判員制度開始前の模擬裁判については、裁判員制度の運用検証に焦点があてられ、裁判官・検察官・弁護士の法曹がどのように運用していくかについて検証する機会となり、市民の法教育的側面はほとんど考慮されてこなかった。そこで改めて、社会参加型の学習機会として模擬裁判を位置づけ、市民の学びを検討する。

市民を対象とする模擬裁判の実施例としては、NPO 法人や市民団体が主催するもの、裁判所や弁護士会が主催するもの、大学の法学部及びロースクールが主催するもの、公民館が主催するものがある。大学の法学部及びロースクールが主催する模擬裁判に関しては、法学部の学生やロースクール生が中心に運営をする事例が多いため、本論では NPO 法人や市民団体主催の事例や、裁判所や弁護士会が主催する事例を中心に検討する。

まず NPO 法人や市民団体が主催する模擬裁判としては、裁判員ネットが開催している裁判員裁判市民モニターの活動が挙げられる<sup>8</sup>。市民モニターの取組みは、市民が実際の裁判員裁判を傍聴し、その後で、傍聴した裁判員について裁判員と同様に自分たちなりの「判決」を出してみるという「模擬評議」の二つから成る企画である。「みんなの傍聴マニュアル<sup>9</sup>」として傍聴マニュアルが用意されており、「裁判員裁判市民モニターシート<sup>10</sup>」に記入しながら傍聴することで、裁判の流れを理解しながら参加することができるようになっている。傍聴マニュアルでは、刑事裁判の原則として、①無罪推定の原則、②有罪立証の程度に関する原則、③証拠裁判主義の原則、④黙秘権について詳しく説明されており、初めて参加する人でも最低限の知識を得られるようになっている。裁判員に選ばれた際にも説明される内容を把握した上で、模擬評議に臨むことができるのは必要な過程である。そして、実際の法廷での説明をふまえて模擬裁判を行うことで、人を裁くことの難しさや責任感について学ぶことができる。

今回、裁判員裁判を実際に傍聴したことで、自分がいつか裁判員として裁く側になった時のことを具体的にイメージすることができました。さらに、ただ傍聴するだけでなく、「模擬評議」という形で実際の裁判員と同じように議論を交わしたこともとても意味のあることでした。公判を見た後、他のメンバーと意見を交換し、さらに一度自分の中で答えを出してみる。これによって人が人を裁くことの難しさを実感できました。多数決で結果が出た後、「それではこれで被告人の量刑が確定しました。」と言われた瞬間、もしこれが本当の評議であれば、自分たちの手で一人の人間



の人生を左右する大きな決断をしたことになるのだと思うとなんだか恐ろしくなり、ぞくぞくしました。この感覚はとても貴重なものだったと思います。

実際に傍聴し、議論をし、被告人が犯行に及んでしまった背景まで考えることで、自分が経験したことのない世界の現実をわずかながら垣間見ることになり、色々なことを考える機会となりました。この裁判を傍聴しなければまったく関わるはずのなかった他人である被告人に対しじっくりと思いを巡らせるうちに、被告人自身も家族を持ち、私たちと同じように日常をすごしていた一人の人間であるということに気づき、彼を犯罪者としてだけではなく、生身の人間として見ることができたということも私にとってとても良い経験だったと思います<sup>11</sup>。

人を裁くことに対するリアリティや難しさについての実感は、実際の事例がもつ強みであろう。たとえ模擬であったとしても、被告人のことを考え、犯行に至る背景や司法が果たす役割について実感する機会となっている。また、市民感覚の反映に対する疑問を感じる声も挙げられる。

模擬評議を終えてみて、評議を行っていた 2 つのグループ間において量刑の結果が大きく異なったことには非常に驚きました。このことは何よりも基準の不明確さの表れだと感じました。実際の裁判員裁判においても、基準が明確化されないままであったら、類似する事件で判決が大きく異なったものとなる、ということが起こりうるのではないかと思います。その際の量刑のズレを、果たして「市民感覚の結果」という言葉で片付けてよいのでしょうか。今後の裁判員裁判の課題として見ていきたいです。

私は、今まで裁判員裁判を傍聴したことはありましたが、尋問の技術や法廷の雰囲気などをなんとなく感じていただけで、量刑について深く考えたことはありませんでした。しかし、今回ひとつの裁判について多くの人と話し合うことを通じて、量刑判断の重さや裁判員裁判の課題などに気づくことができました。

量刑判断や市民感覚で裁くことの難しさに関する気づきについての言及である。市民感覚を反映させることによる問題も感じとりながら、裁判員裁判に関する課題についても考える機会になっていることが伺える。

次に裁判所や弁護士会が主催している模擬裁判を検討する。各弁護士会が 1 日で経験できる模擬裁判を開催している。例えば、大阪弁護士会が 2014 年に開催した模擬裁判・模擬評議では、架空の事件を題材にしたものである<sup>12</sup>。大阪地裁の裁判官 3 名、大阪地検の検察官 2 名、大阪弁護士会の弁護士 2 名の協力のもと、6 名の市民が裁判員役として参加している。約 3 時間の審理をした後で、4 時間の模擬評議を行うものであった。実際の裁判官、検察官、弁護士とともに審理を行い、模擬評議も行なうものであり、専門職との協働を行っているのが特徴である。そのため、法律専門職の印象や協働に関する気づきも見られる。

裁判官をはじめ法曹界の人はお堅いイメージだったが、意外にも面白く楽しい方

たちだった<sup>13</sup>。

裁判官も弁護士も、素人の市民の感覚とは少しずれがあると感じて、裁判に市民が入る意味はあると思った<sup>14</sup>。

ここでは裁判官や法曹界に対する堅いイメージが変わり、話しやすかったという意見もあれば、裁判官や弁護士の感覚が市民と異なっている部分を感じている者もいる。これらは、実際に裁判官と話し合ったり、模擬評議後に検察官や弁護士と意見交換を行うために生じていると考えられる。裁判員裁判でも、実際の裁判員裁判と同じように、それぞれの専門職の立ち位置や考え方についての気づきを得て、市民が裁判員裁判に関わる意義を見出している。

たった 1 日でも、模擬裁判であることを忘れる臨場感で、真剣に一生懸命話し合い、量刑を決めた。人によって意見は違った。発言する時は、今まで生きてきた価値観を問われるようでものすごく考えた。

担当したのはふだんの生活の中で起こり得る、自分自身が当事者やその家族になる可能性のある事例だった。今日初めて知った他人の事件を、被害者・加害者やその家族の未来を、自分のことに置き換えながら真剣に意見交換して決めていくいい制度だと思った。裁判なんて自分には関係ない、かかわりたくないという人も多いが、裁判員になるのが嫌だと思っている人も、初めから断るのではなく、考えてみるのはいいいことだと思う<sup>15</sup>。

模擬裁判での話し合いで量刑を決めるプロセスは、自分の考えや価値観を表明することでもある。被害者や加害者の人生にも真剣に向き合いながら、様々な市民や裁判官と意見を交わしていくことになる。架空の事例でもあるため、被告人の背景や犯罪が起こった原因まで深く掘り下げることは難しいであろうが、日常の中で起こりえる事例を扱うことによって、犯罪や法を身近なものとして捉えることもできると考えられる。

以上のように、模擬裁判を通して、裁判員裁判の流れ、刑事裁判の原則、人を裁くことに対する重みや責任、犯罪の発生に関わる社会的背景・社会問題、裁判員裁判の課題、法律専門職との協働、自分自身の価値観について気づいたり考えたりする機会になっていることが伺えた。藤田は、市民が模擬裁判に参加して模擬評議を経験することにより、市民からの意見が評決に反映されている実感を得て、評議前よりも裁判員制度に肯定的な態度を示すようになることを指摘している<sup>16</sup>。模擬裁判において、自分の意見が言えるかどうか、裁判官の意見に流されないかという不安が解消されていることは参加者の声からも伺えるが、同時に、裁判員裁判の課題や人を裁くことに対する重みも感じている。この重さを感じることは、決してネガティブな側面だけではなく、市民に与えられている責任を改めて感じるからでもあろう。



## 4 おわりに

市民感覚を司法に反映させるとともに、司法の基盤を強化する狙いで裁判員制度が導入された。そして、法やルールの背景にある価値観や法的なものの考え方を身に付ける法教育も目指されてきた。法教育は主に学校教育を中心に検討されているが、法やルールの背景にある価値観や民主主義を「参加」によって学ぶことに重点が置かれる。市民にとって、模擬裁判に参加することは、法の役割や、法律専門職との協働、犯罪に関わる社会問題などについて考え、犯罪の被害者及び加害者の人生を知ることにもつながる。そして、犯罪や法が日常の中にあり、市民の生活と切り離せない関係にあることを知るのである。

ただし、法や犯罪が身近なものであることを知るとはいえ、人を裁くことに対する不安や悩みが軽減されるようなものではない。模擬評議でも、自分の価値観や法と向き合い、被害者や加害者の人生を左右する重みを感じている。市民が裁判員に選ばれることに対する不安には、「判決で被告人の運命が決まるため責任を重く感じる」、「素人に裁判が行えるのか不安である」、「裁判官と対等な立場で意見を発表できる自信がない」などがあるが、責任の重さについては変わらないといえるだろう。しかし、模擬裁判を経験する前に比べて、裁判員裁判の意義と課題を踏まえながら自分がどう関わるかを考えるようになっていると推測できる。裁判員制度が導入されても、裁判員を経験する人数はまだ限られている<sup>17</sup>ため、模擬裁判を通して、市民が裁判に関わる意味を考える機会は法教育としての可能性を有しているといえるだろう。

しかし、市民の法教育として模擬裁判を位置づける際には課題も多い。1点目は、忙しい社会人にとっては、時間がかかる模擬裁判への参加は高いハードルとなる点である。実際の法廷傍聴であれば、審議に数日間を要するため、最初から最後まで通して傍聴するのは負担が大きい。また、架空の事例をもとにする模擬裁判においても、審理と評議を丁寧に行う場合には、約1日程度必要である。法や裁判員裁判に興味関心がない者や負担に感じている者のために、より参加しやすくする工夫が求められる。2点目は、法律専門職の協力が不可欠である点である。法廷傍聴でも模擬裁判でも、専門用語の解説などがなければ理解を深めづらく、法的なものの考え方で把握することは難しい。単に法や司法に接するだけではなく、市民に考えさせるはたらきかけを法律専門職が行うことも必要である。3点目としては、模擬裁判のシナリオやマニュアルの充実である。法務省が模擬裁判シナリオを公表している<sup>18</sup>が、様々な観点から法について考えられるよう、多様なシナリオを用意しておくことも必要であろう。

司法改革の中では、「21世紀の我が国社会において、国民は、これまでの統治客体意識に伴う国家への過度の依存体質から脱却し、自らのうちに公共意識を醸成し、公共的事柄に対する能動的姿勢を強めていくことが求められている」とし、市民が司法の基盤を強化し、公共意識を育むことが求められて裁判員制度が導入されてきた。しかし、裁判員裁判の経験や模擬裁判の経験がここで目指されているような姿勢につながるものであり、統治客体意識から脱するものになりうるのかは更なる批判的検討が求められる。そのためには、裁判員経験によって市民が何を学ぶのかを明らかにするとともに、法教育としてどのようなはたらきかけが市民に求められているのかを検討する必要があり、今後の課題である。

- 1 渡部喬一『裁判員がこの国のかたちを変える - 裁判員制度のしくみとその心得-』扶桑社、2009、p.74。
- 2 最高裁判所のウェブサイト参照。  
[http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/08\\_04\\_01\\_isiki\\_tyousa.html](http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/08_04_01_isiki_tyousa.html)(最終参照日：2017年2月7日)
- 3 杉山和之「模擬裁判の法育効果について」『九州法学会会報』2015、2015、pp.9-13。
- 4 模擬裁判への参加が裁判員制度に対する評価にどのように影響するかについて言及した心理学の研究がある。藤田政博「模擬裁判評議の経験が裁判員制度に対する評価に及ぼす影響 - 集団主義的傾向・社会的勢力認知との関連で」『法と心理』2004、3(1)、pp.68-80。
- 5 法教育研究会「報告書」我が国における法教育の普及・発展を目指して - 新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために -  
<http://www.moj.go.jp/content/000004217.pdf> (最終参照日：2017年2月7日)
- 6 中学校の社会科公民的分野における教材として、①「ルールづくり」、②司法と消費者保護」、③「憲法の意義」、④「司法」という単元を通して、それぞれ、①法やルールの基本となる考え方を学び、②契約を通じて私的自治の考え方を学び、③憲法及び立憲主義の意義を生活に関連づけて学び、④裁判が果たす役割を学ぶことを目指す例が挙げられている。
- 7 詳しくは、山浦寿「裁判員制度の現状と法教育の構想」『地域総合研究』2006、6、pp.213-235 参照。
- 8 裁判員ネットのウェブサイト参照。<http://www.saibanin.net/monitor/>(最終参照日：2017年2月7日)
- 9 裁判員ネットのウェブサイト参照。  
[http://www.saibanin.net/monitor/Minnano\\_Manual.pdf](http://www.saibanin.net/monitor/Minnano_Manual.pdf) (最終参照日：2017年2月7日)
- 10 裁判員ネットのウェブサイト参照。  
[http://www.saibanin.net/monitor/Houtei\\_Seat\\_ver5.pdf](http://www.saibanin.net/monitor/Houtei_Seat_ver5.pdf) (最終参照日：2017年2月7日)
- 11 裁判員裁判の市民モニターの声より。  
<http://saibanin.net/updatearea/staffcolumn/archives/1627> (最終参照日：2017年2月7日)
- 12 大阪ボランティア協会・事業レポートのブログに詳細が記されている。大阪ボランティア協会では、裁判への市民参加を進める会(裁判員ACT)が中心になり、裁判員経験者との交流会なども企画している。  
<http://blog.goo.ne.jp/osakavol-report/e/fa318c1786446d49959afcd227bd99e1> (最終参照日：2017年2月9日)
- 13 大阪ボランティア協会・事業レポートのブログ参照。  
<http://blog.goo.ne.jp/osakavol-report/e/fa318c1786446d49959afcd227bd99e1> (最終参照日：2017年2月9日)
- 14 大阪ボランティア協会・事業レポートのブログ参照。  
<http://blog.goo.ne.jp/osakavol-report/e/fa318c1786446d49959afcd227bd99e1> (最終参照日：2017年2月9日)
- 15 大阪ボランティア協会・事業レポートのブログ参照。  
<http://blog.goo.ne.jp/osakavol-report/e/fa318c1786446d49959afcd227bd99e1> (最終参照日：2017年2月9日)
- 16 藤田政博「模擬裁判評議の経験が裁判員制度に対する評価に及ぼす影響 - 集団主義的傾向・社会的勢力認知との関連で」『法と心理』2004、3(1)、pp.68-80。
- 17 2009年の開始から、2016年11月末までで、裁判員に選任された人数は、約54,000人である。「裁判員制度の実施状況について」(制度施行～平成28年11月末・速報)参照。  
[http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms/lf/h28\\_11\\_saibaninsokuhou.pdf](http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms/lf/h28_11_saibaninsokuhou.pdf) (最終参照日：

---

2017年2月10日)

<sup>18</sup> 法務省のウェブサイト、「よろしく裁判員」参照。

[http://www.moj.go.jp/keiji1/saibanin\\_info\\_saibanin\\_kyozai.html](http://www.moj.go.jp/keiji1/saibanin_info_saibanin_kyozai.html) (最終参照日：2017年2月10日)